

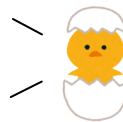
令和元年10月より

幼児教育保育の無償化がはじまります!

国の無償化開始と同時に、多子世帯に対する新たな支援も開始します。

① 3～5歳児クラスに通われている方

ご確認ください!



3～5歳クラスの方は保育料が無償

令和元年10月から、3～5歳クラスのお子様の保育料が無償化されます。

※延長保育料、副食費、行事費等は無償化対象外です。

※認可保育園等を利用されている方は、他のサービス(休日保育、病児保育、ファミサポ事業等)を利用された場合、その費用は無償化対象外です。

延長保育料は無償化の対象外

延長保育をご利用の方は、これまで通り、延長保育料をご負担いただきます。

※料金、徴収方法は、これまでと変わらない予定です。詳細は、通われている保育園にご確認ください。

副食費(おかず代等)は無償化の対象外

給食の材料にかかる費用は、自宅で子育てを行う場合も同様にかかる費用です。このため、保育所等を利用する保護者も、自ら自宅で子育てを行う保護者と同様に、その費用を負担することが原則となります。

※給食の材料にかかる費用のうち、副食費(おかず・おやつ等)について、保護者の皆様にご負担いただきます。(詳細は下図をご覧ください。)

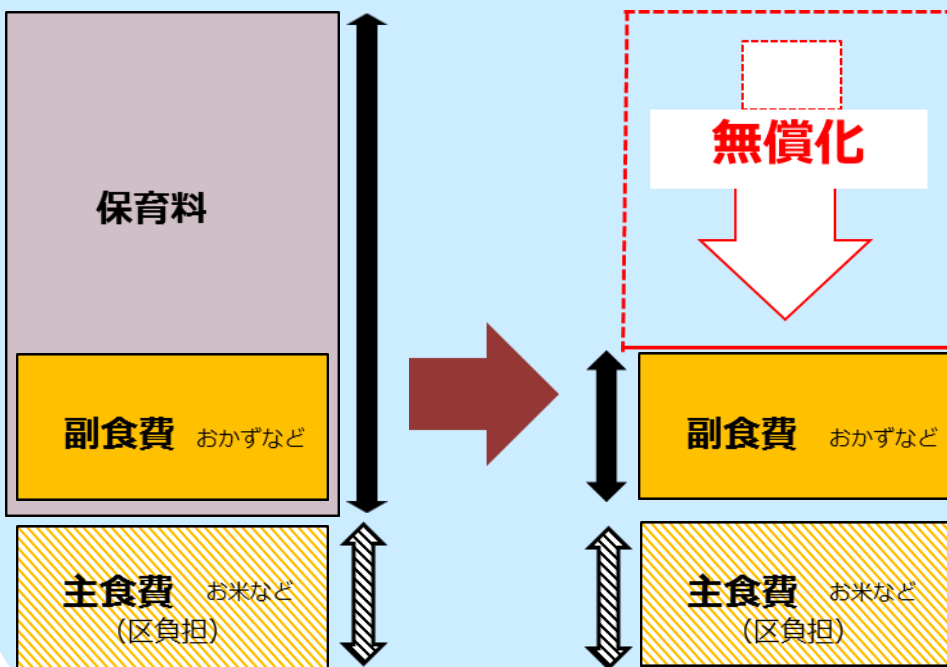
※年収680万円未満相当世帯(D12階層以下)の方などは、副食費が免除されます。(手続き不要)

※料金、徴収方法は、月額4,500円(定額)を目安にそれぞれの保育園で金額を設定、徴収する予定です。詳細が決まりましたら、通われている保育園からお知らせします。

保育料(延長保育を除く)無償化の考え方

～これまで～

～無償化後(令和元年10月以降)～

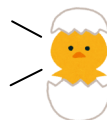


保育料(副食費を除く)が無償化されます

副食費は、引き続き保護者の皆様のご負担となります(主食費は区負担)

② 0～2歳児クラスに通われている方

ご確認ください！



0～2歳クラスの方は多子軽減の範囲を拡大

台東区では、令和元年10月から、多子計算に係る子供の年齢制限を撤廃し、第1子の年齢を問わず、第2子半額、第3子以降を無料とします。（第1子の保育料は従来通りとなります。）

※延長保育料は多子軽減の対象外です。

※多子計算に係る子供の数は、保護者の生計を一にする子供の数で計算をします。（同居・別居の制限はなし）

※C～D7階層に該当するひとり親世帯等の場合は、従来通り、第1子は半額、第2子以降は無料となります。

※住民票等により世帯の状況を確認するため手続きは不要です。令和元年9月末頃に送付予定の、10月以降の保育料決定通知書をご確認ください。減免となっていない場合等、ご不明な点がございましたらお問い合わせください。

③ スケジュール等(全クラスの方がご確認ください)

※区役所での申請等の手続きは原則不要です

8～9月中：副食費の金額や徴収に関する内容を各園からお知らせします

- ・3～5歳クラスの方の副食費は、各園で金額を設定（月4,500円を目安）し、10月以降、公立園は区が徴収、私立園は各園で徴収します。
- ・全クラスの方が、副食費の金額や徴収に関し、各園にて重要事項説明書の諸経費の変更等の説明を受けることとなります。ご理解の上、ご同意頂きますようお願いいたします。
- ・なお、区立保育園の副食費は月額4,500円とする予定です。また、アレルギー除去食等の特別食を提供した場合や、保育停止以外で欠席があった場合でも、同額を徴収します。

8月末、9月末：保育料の決定通知を確認します

- ・8月末に送付（一部の方は園を通じて交付）される保育料の決定通知は、令和元年9月の保育料等が記載されています。無償化前の算定基準で金額を算定します。
- ・9月末に送付（一部の方は園を通じて交付）される保育料の決定通知は、令和元年10月から令和2年3月までの保育料等が記載されています。無償化後の算定基準で金額を算定します。

10月以降：保育料等を支払います(毎月)

- ・0～2歳クラスの方 ⇒ 従来通りの支払方法となります。
- ・3～5歳クラスの方 ⇒ 対象の方は延長保育料、副食費の支払が必要となります。
公立園は区が徴収、私立園は各園での徴収となります。詳細が決まりましたら、各園からご連絡いたします。

【お問い合わせ】

○認可保育所・・・児童保育課：03-5246-1234、1233、1309

○認定こども園(長時間)・・・学務課こども園担当：03-5246-1414